

四日市市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 1 月 24 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 45 号

四日市市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

四日市市保育の実施に関する条例（昭和 62 年四日市市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育の実施基準)</p> <p>第 2 条 保育の実施は、法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、小学校就学前子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難と認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）<u>第 15 条の 7</u> 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支</p>	<p>(保育の実施基準)</p> <p>第 2 条 保育の実施は、法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、小学校就学前子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難と認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）<u>第 15 条の 6</u> 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支</p>

<p>援に関する法律（平成２３年法律第４７号）第４条第２項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(8)から(10)まで（略）</p>	<p>援に関する法律（平成２３年法律第４７号）第４条第２項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(8)から(10)まで（略）</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（こども未来部保育幼稚園課）